

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 所沢市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.6 %
全職員	70.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.4 %
本庁課長相当職	98.9 %
本庁課長補佐相当職	97.8 %
本庁係長相当職	99 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8 %
31～35年	97.7 %
26～30年	94.2 %
21～25年	91.6 %
16～20年	92.1 %
11～15年	89.6 %
6～10年	87.2 %
1～5年	87.1 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
・短時間勤務の職員については、勤務形態を基礎として職員数を換算している。
例) 週20時間勤務する短時間勤務職員の場合 フルタイム勤務の週の勤務時間(週38時間45分)で除し(小数点以下第2位を四捨五入)、0.5人と換算。
・主に、再任用職員、会計年度任用職員が算定対象となっている。再任用職員は男性職員の比率が高く、給与の総支払額が高い傾向にある。一方、勤勉手当の支給がなく、相対的に給与の総支払額が低い会計年度任用職員は、女性職員の比率が高いことに加え、医師等の報酬単価の高い職に占める男性職員が多いこと等から、男女間の平均給与額に差異が生じている。
・昨年度より、男女の給与の差異が改善された理由としては、会計年度任用職員(医師等の報酬単価の高い職を除く。)の男女の人数が、女性は減少した一方、男性が増加したこと等によるものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。